

## 正誤表

消費者六法2007年版の三七二頁（貸金業法）中段末尾から七行目と六行目の間（第四三条一項）に次の第二号が脱落しております。訂正して、お詫び申し上げます。

二 第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払